

令和5年

青森県火災年報

青森県危機管理局消防保安課

# 目

# 次

1	火災の概況	1
(1)	火災発生状況	1
(2)	出火件数と出火率	3
(3)	損害額	8
(4)	出火原因	8
2	建物火災	11
(1)	出火件数	11
(2)	出火原因	12
(3)	損害額	13
3	林野火災	14
4	車両火災	15
5	船舶火災	15
6	航空機火災	15
7	その他の火災	15
8	火災による死者	15
(1)	死者の概況	15
(2)	建物火災における死者の状況	18
	利用上の参考事項	19

# 1 火災の概況

## (1) 火災発生状況

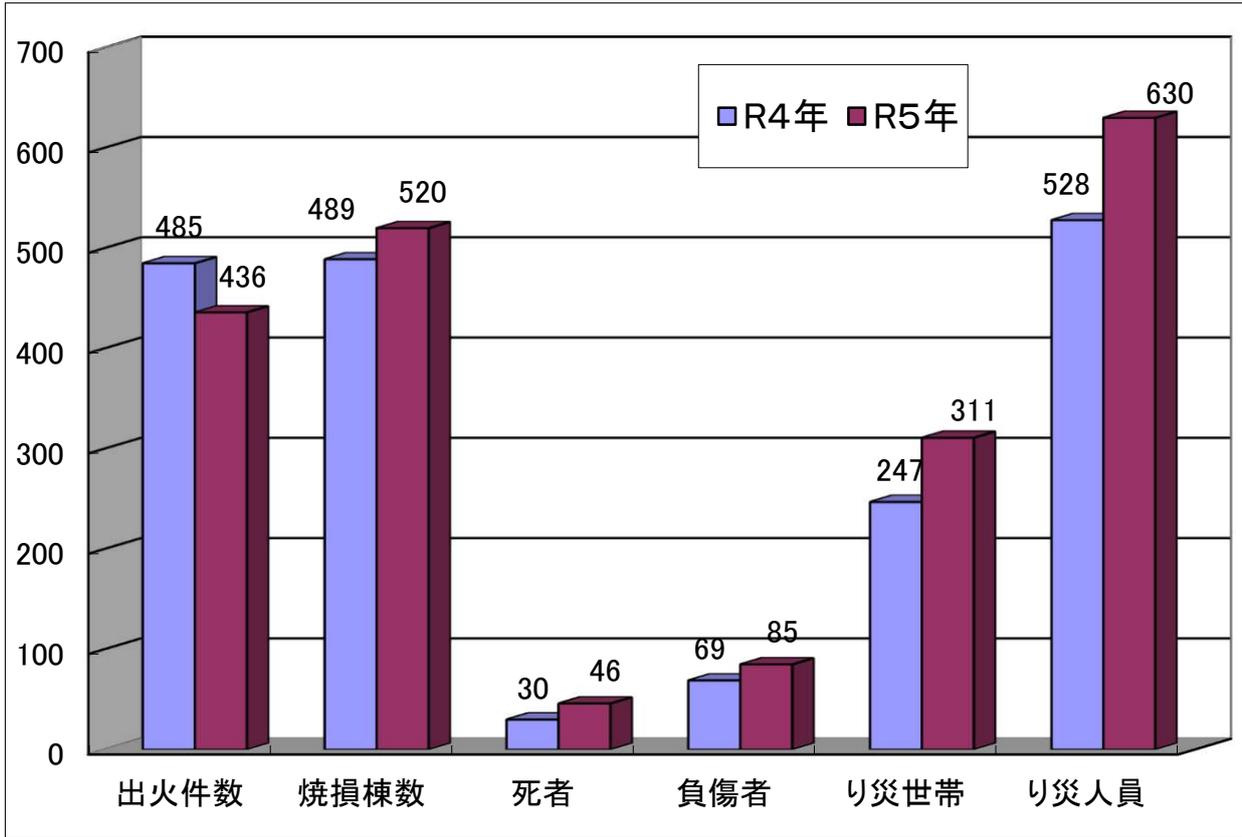
令和5年中における火災の発生状況をみると、前年に比べ、焼損棟数、建物焼損床面積、建物焼損表面積、死者数、負傷者数、り災世帯数、り災人員及び損害額は増加しているが、出火件数、林野焼損面積は減少している。（第1表）

第1表 火災の発生状況

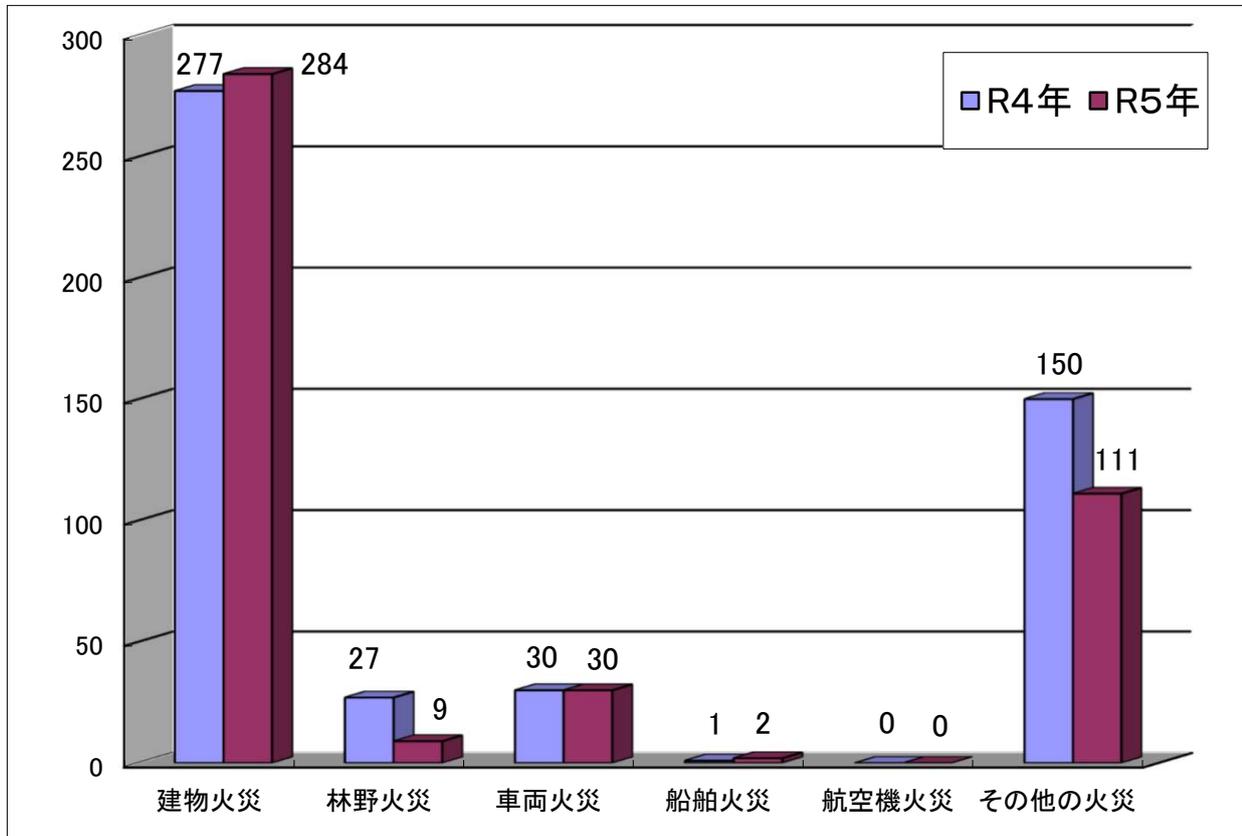
区 分	令 和 5 年 (A)	令 和 4 年 (B)	増 減 (C)「(A)-(B)」	増減率 (C)／(B)%
出 火 件 数 ( 件 )	436	485	-49	-10.1
建 物	284	277	7	2.5
林 野	9	27	-18	-66.7
車 両	30	30	0	0.0
船 舶	2	1	1	100.0
航 空 機	0	0	0	-
そ の 他	111	150	-39	-26.0
焼 損 棟 数 ( 棟 )	520	489	31	6.3
全 焼	174	177	-3	-1.7
半 焼	37	27	10	37.0
部 分 焼	151	121	30	24.8
ぼ や	158	164	-6	-3.7
建物焼損床面積 ( m <sup>2</sup> )	28,021	23,714	4,307	18.2
建物焼損表面積 ( m <sup>2</sup> )	2,947	2,302	645	28.0
林野焼損面積 ( a )	477	3,784	-3,307	-87.4
死 者 ( 人 )	46	30	16	53.3
負 傷 者 ( 人 )	85	69	16	23.2
り 災 世 帯 数 ( 世 帯 )	311	247	64	25.9
全 損	101	91	10	11.0
半 損	28	17	11	64.7
小 損	182	139	43	30.9
り 災 人 員 ( 人 )	630	528	102	19.3
損 害 額 ( 千 円 )	1,494,189	1,016,779	477,410	47.0
建 物	1,424,143	938,555	485,588	51.7
林 野	2,433	18,694	-16,261	-87.0
車 両	38,706	19,143	19,563	102.2
船 舶	12,949	9,245	3,704	40.1
航 空 機	0	0	0	-
そ の 他	15,617	30,225	-14,608	-48.3
爆 発	341	917	-576	-62.8
出 火 率	3.6	3.9	-0.3	-7.7

(注) 出火率は、人口1万人当たりの出火件数をいう。(人口:各年4月1日現在)

## 火災の概況



## 火災種別



令和5年中の火災を1日当たりで見ると、前年に比べ、損害額、焼損棟数、建物焼損床面積、建物焼損表面積、り災世帯数、り災人員、死者数、負傷者数は増加しているが、出火件数及び林野焼損面積は減少している。

また、1件当たりで見ると、建物火災は損害額、建物焼損床面積、建物焼損表面積、焼損棟数、り災世帯数、り災人員がともに増加している。林野火災は損害額、林野焼損面積がともに減少している。（第2表）

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災概況

区 分		単 位	令 和 5 年	令 和 4 年	増 減	増減率(%)
全 火 災 (1日当たり)	出 火 件 数	件	1.19	1.33	-0.14	-10.5
	損 害 額	千 円	4,094	2,786	1,308	46.9
	焼 損 棟 数	棟	1.42	1.34	0.08	6.0
	建 物 焼 損 床 面 積	m <sup>2</sup>	76.77	64.97	11.80	18.2
	建 物 焼 損 表 面 積	m <sup>2</sup>	8.07	6.31	1.76	27.9
	林 野 焼 損 面 積	a	1.31	10.37	-9.06	-87.4
	り 災 世 帯 数	世 帯	0.85	0.68	0.17	25.0
	り 災 人 員	人	1.73	1.45	0.28	19.3
	死 者	人	0.13	0.08	0.05	62.5
	負 傷 者	人	0.23	0.19	0.04	21.1
全 火 災 (1件当たり)	損 害 額	千 円	3,427	2,096	1,331	63.5
建 物 火 災 (1件当たり)	損 害 額	千 円	5,015	3,388	1,627	48.0
	建 物 焼 損 床 面 積	m <sup>2</sup>	98.67	85.61	13.06	15.3
	建 物 焼 損 表 面 積	m <sup>2</sup>	10.38	8.31	2.07	24.9
	焼 損 棟 数	棟	1.83	1.77	0.06	3.4
	り 災 世 帯 数	世 帯	1.10	0.89	0.21	23.6
	り 災 人 員	人	2.22	1.91	0.31	16.2
林 野 火 災 (1件当たり)	損 害 額	千 円	270	692	-422.0	-61.0
	林 野 焼 損 面 積	a	53.00	140.15	-87.2	-62.2

## (2) 出火件数と出火率

ア 火災は6種類に分類されており、その構成比をみると、建物火災が全火災のうち65.1%で最も高く、以下、その他の火災（空地、田畑、河川敷、ごみ集積場等の火災）、車両火災、林野火災の順となっている。（第3表）

第3表 火災種別出火件数の構成割合(%)

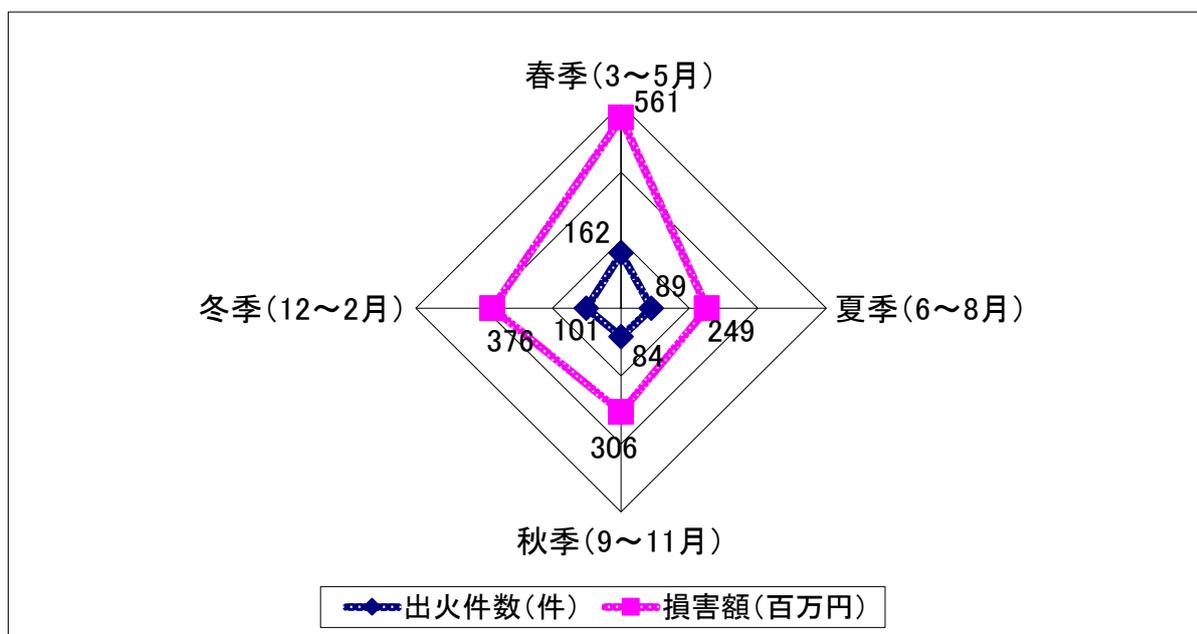
区 分	令 和 5 年	令 和 4 年
建 物 火 災	65.1	57.1
林 野 火 災	2.1	5.6
車 両 火 災	6.9	6.2
船 舶 火 災	0.5	0.2
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	25.4	30.9
合 計	100.0	100.0

イ 出火件数を季節別にみると、空気が乾燥している春季が162件（37.1%）と最も多く、また、損害額も春季が多くなっている。（第4表）

第4表 季節別出火件数

区 分	令 和 5 年				令 和 4 年			
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)
春季(3~5月)	162	37.1	561	37.5	224	46.2	323	31.8
夏季(6~8月)	89	20.4	251	16.8	78	16.1	235	15.7
秋季(9~11月)	84	19.3	306	20.5	81	16.7	170	11.4
冬季(12~2月)	101	23.2	376	25.2	102	21.0	289	19.3
合 計	436	100.0	1,494	100.0	485	100.0	1,017	100.0

季節別出火件数及び損害額



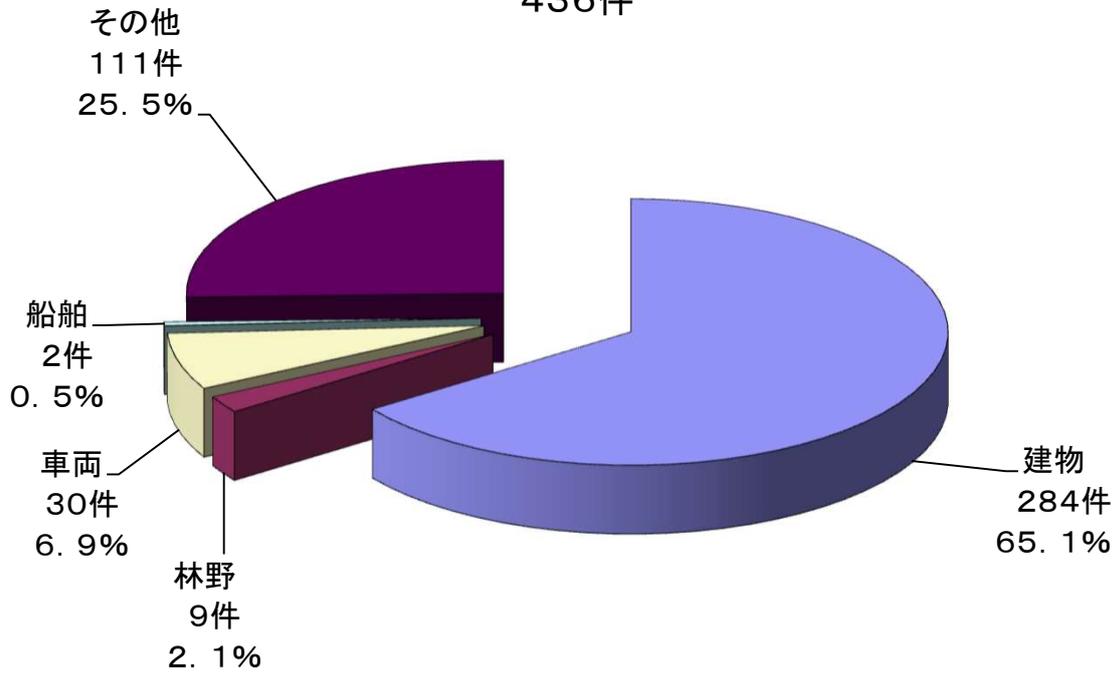
ウ 出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、5年前と比較すると増加しているが、出火件数は減少している。（第5表）

第5表 出火率、出火件数及び人口の変化

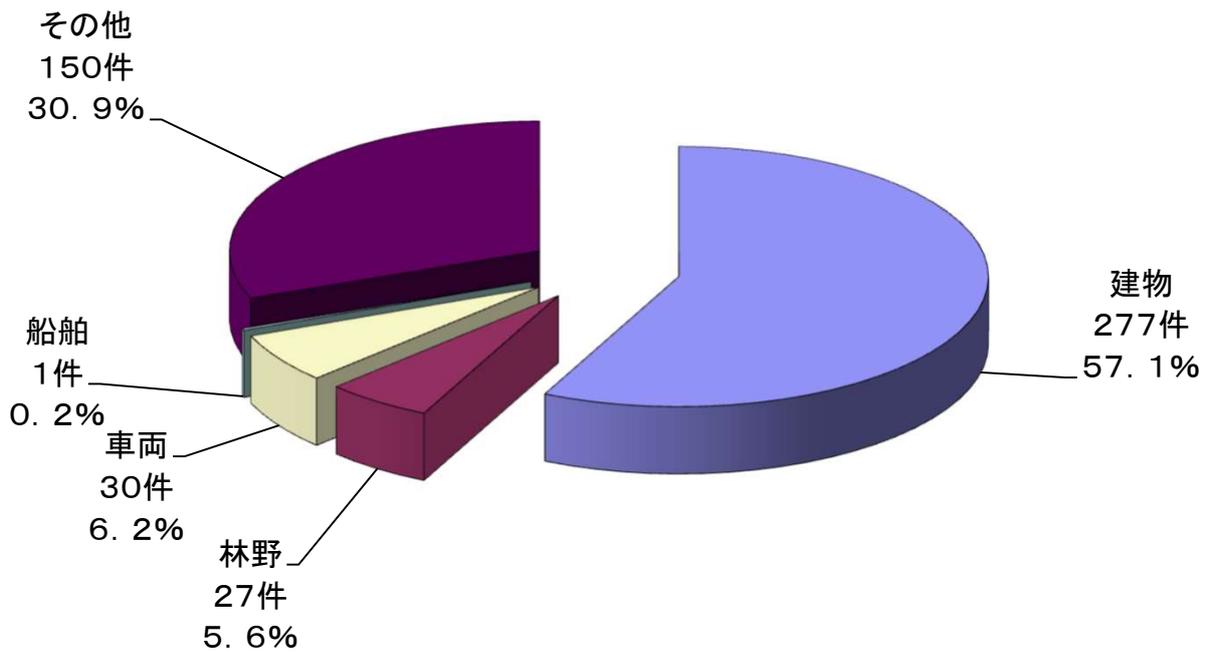
区 分	令 和 5 年	平 成 30 年	増 減	増減率(%)
	(A)	(B)	A-B	(A-B)/B
出 火 率	3.6	3.5	0.1	2.9
出 火 件 数	436	456	-20	-4.4
建 物 火 災	284	285	-1	-0.4
人 口	1,215,085	1,298,098	-83,013	-6.4

(注)人口は、各年の4月1日現在の住民基本台帳の値による。

令和5年火災種別出火件数  
436件



令和4年火災種別出火件数  
485件



令和5年中の出火率を市部合計、郡部合計別にみると、市部合計は3.0件/万人（前年3.4件/万人）、郡部合計は5.6件/万人（前年5.7件/万人）で、市部合計及び郡部合計ともに前年より低くなっている。また、郡部合計の出火率が市部合計を上回っている状況が続いている。（第6表）

第6表 出火件数及び出火率の推移

区 分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元(H31)年	R2年	R3年	R4年	R5年
青森県合計	584	600	472	443	456	606	482	494	485	436
	4.3	4.5	3.6	3.4	3.5	4.7	3.8	3.9	3.9	3.6
市部合計	402	404	309	313	303	406	329	343	327	285
	3.9	3.9	3.0	3.1	3.0	4.1	3.4	3.5	3.4	3.0
郡部合計	182	196	163	130	153	200	153	151	158	151
	5.8	6.3	5.3	4.3	5.2	6.9	5.3	5.4	5.7	5.6

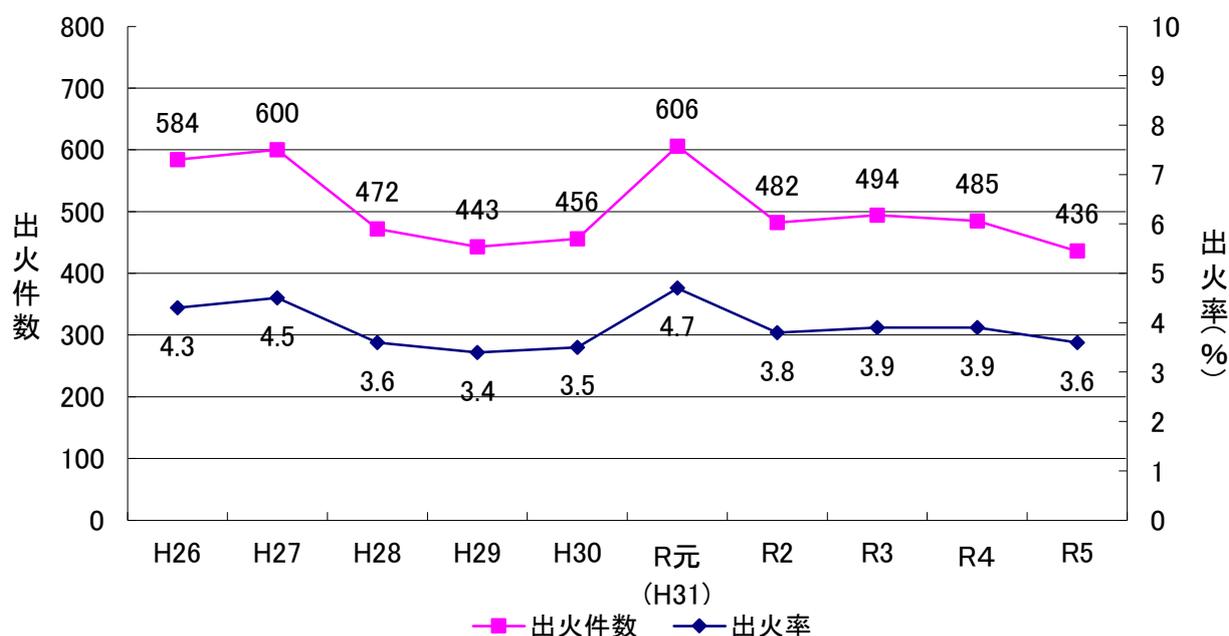
(注) 上段は出火件数、下段は出火率（件/万人）を示す。

市・郡別の出火率をみると、最高は中津軽郡の15.9件/万人となっている。（第7表）

第7表 市・郡別の出火率(件/万人)

市・郡名	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	東津軽郡	西津軽郡	中津軽郡	南津軽郡	北津軽郡	上北郡	下北郡	三戸郡
出火率	2.5	2.3	2.8	4.5	3.9	3.8	1.3	3.8	10.0	2.3	5.4	6.2	15.9	4.9	5.5	5.5	5.0	5.8

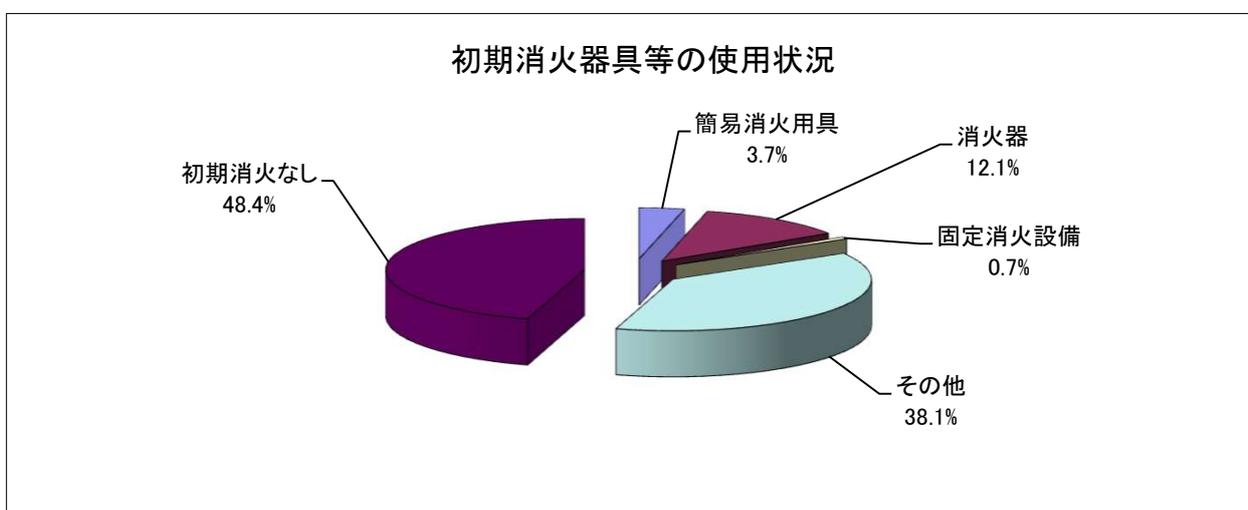
出火件数と出火率



エ 初期消火器具等の使用状況をみると、令和5年中に初期消火に「消火器」が使用された火災は12.1%、「簡易消火用具（水バケツ、水槽及び乾燥砂等）」が使用された火災は3.7%となっている。（第8表）

第8表 初期消火器具等の使用状況

区分	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)
令和5年	16	3.7	53	12.1	3	0.7	166	38.1	198	45.4
令和4年	12	2.5	79	16.3	2	0.4	166	34.2	226	46.6
令和3年	10	2.0	71	14.4	4	0.8	170	34.4	239	48.4



オ 消防機関における建物火災の覚知方法をみると、市部合計、郡部合計とも火災報知専用電話（119番）による通報が最も多く、それぞれ72.7%、59.5%を占め、県全体では69.0%を占めている。（第9表）

第9表 建物火災の覚知方法別出火件数

覚知方法区分	青森県合計		市部合計		郡部合計		
	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	
火災報知機	24	8.5	15	7.3	9	11.4	
火災報知専用電話(119番)	固定電話から	56	19.7	42	20.5	14	17.7
	携帯電話から	140	49.3	107	52.2	33	41.8
加入電話(固定電話から)	10	3.5	6	2.9	4	5.1	
加入電話(携帯電話から)	6	2.1	3	1.5	3	3.8	
警察電話	6	2.1	3	1.5	3	3.8	
駆けつけ通報	4	1.4	2	0.9	2	2.5	
事後聞知	33	11.6	24	11.7	9	11.4	
その他	5	1.8	3	1.5	2	2.5	
合計	284	100.0	205	100.0	79	100.0	

(3) 損害額

令和5年中の火災による損害額は14億9,400万円で、前年に比べ4億7,800万円増加しており、火災1件当たりの損害額は3,427千円で、前年に比べ、1,331千円増加している。

平成26年と比較すると、損害額、火災1件当たりの損害額はともに増加している。(第10表)

第10表 損害額の推移(指数:平成25年=100)

区 分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元(H31年)	R2年	R3年	R4年	R5年
損害額(a)	1,308	1,432	1,056	765	2,257	1,285	1,197	1,314	1,016	1,494
指 数	100	109	81	58	173	98	92	100	78	114
1件当たり(b)	2,240	2,387	2,238	1,728	4,950	2,121	2,485	2,661	2,096	3,427
指 数	100	107	100	77	221	95	111	119	94	153

(注) a:百万円 b:千円

火災種別の損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の95.3%(前年92.3%)を占めている。(第11表)

第11表 火災種別損害額

区 分	損害額(千円)	構成比(%)	1件当たりの損害額(千円)
建物火災	1,424,143	95.3	5,032
林野火災	2,433	0.2	270
車両火災	38,706	2.6	1,290
船舶火災	12,949	0.9	6,475
航空機火災	-	-	-
その他火災	15,617	1.0	141
爆 発	341	0.0	341
合 計	1,494,189	100.0	3,427

(4) 出火原因

火災の出火原因別にみると、「たき火」によるものが43件で全出火件数の9.9%を占めており、以下「電灯電話等の配線」、「たばこ」の順となっている。

(第12表)

第12表 全火災の出火原因別

	計	たき火	放火の疑い 放火及び	ストーブ	電灯電話 等の配線	こんろ	たばこ	火入れ	配線器具	電気機器	その他
件数	436	43	22	22	29	22	24	22	10	11	231
構成比(%)	100.0	9.9	5.0	5.0	6.7	5.0	5.5	5.0	2.3	2.5	53.1

- ① たき火による火災の損害状況をみると、43件（全火災の9.9%）で前年より15件減少し、損害額は571万円で前年に比べて40万8千円減少している。（第13表）

第13表 たき火による火災の損害状況

区 分	令和5年	令和4年
出火件数（件）	43	58
建物焼損床面積（㎡）	696	162
林野焼損面積（a）	4	156
損害額（千円）	5,710	6,118

- ② ストープによる火災の損害状況をみると、22件（全火災の5.0%）で前年より20件減少し、損害額は1億645万2千円で、前年に比べて2,691万4千円減少している。（第14表）

第14表 ストープによる火災の損害状況

区 分	令和5年	令和4年
出火件数（件）	22	42
主な経過	引火・輻射	9
	可燃物の落下	20
	その他	13
建物焼損床面積（㎡）	1,887	3,448
損害額（千円）	106,452	133,366

- ③ 放火による出火件数は前年と同数の18件で、放火の疑いによる出火件数は4件で前年より7件減少している。  
また、放火及び放火の疑いによる火災を合わせると22件（全火災の5.0%）となり、これらの火災による損害額は、4,426万6千円で、前年に比べて1,088万5千円増加している。（第15表）

第15表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

区 分	令和5年			令和4年		
	計	放火	放火の疑い	計	放火	放火の疑い
出火件数（件数）	22	18	4	29	18	11
建物火災	11	8	3	19	11	8
林野火災	1	1	0	2	2	0
その他火災	10	9	1	8	5	3
林野焼損面積（㎡）	36	36	0	70	70	0
損害額（千円）	44,266	16,899	27,367	33,381	6,412	26,969

- ④ たばこによる火災の損害状況をみると、24件（全火災の5.5%）で前年より11件減少しており、損害額は5,404万4千円で、前年に比べて431万9千円減少している。（第16表）

第16表 たばこによる火災の損害状況

区 分	令和5年	令和4年
出火件数（件）	24	35
主な経過	火源落下	4
	消し忘れ	26
	その他	5
建物焼損面積（㎡）	938	1,036
林野焼損面積（a）	0	3,181
損害額（千円）	54,044	58,363

- ⑤ 電灯電話等の配線による火災の損害状況をみると、29件（全火災の6.7%）で、損害額は8,038万6千円で、前年に比べて1,874万円減少している。（第17表）

第17表 電灯電話等の配線による火災の損害状況

区 分	令和5年	令和4年
出火件数（件）	29	23
建物焼損床面積（㎡）	2,155	2,296
林野焼損面積（a）	0	0
損害額（千円）	80,386	99,126

- ⑥ 火入れによる火災の損害状況をみると、22件（全火災の5.0%）で前年より12件増加し、損害額は236万1千円で前年に比べて226万8千円増加している。（第18表）

第18表 火入れによる火災の損害状況

区 分	令和5年	令和4年
出火件数（件）	22	10
建物焼損床面積（㎡）	160	11
林野焼損面積（a）	105	2
損害額（千円）	2,361	93

## 2 建物火災

### (1) 出火件数

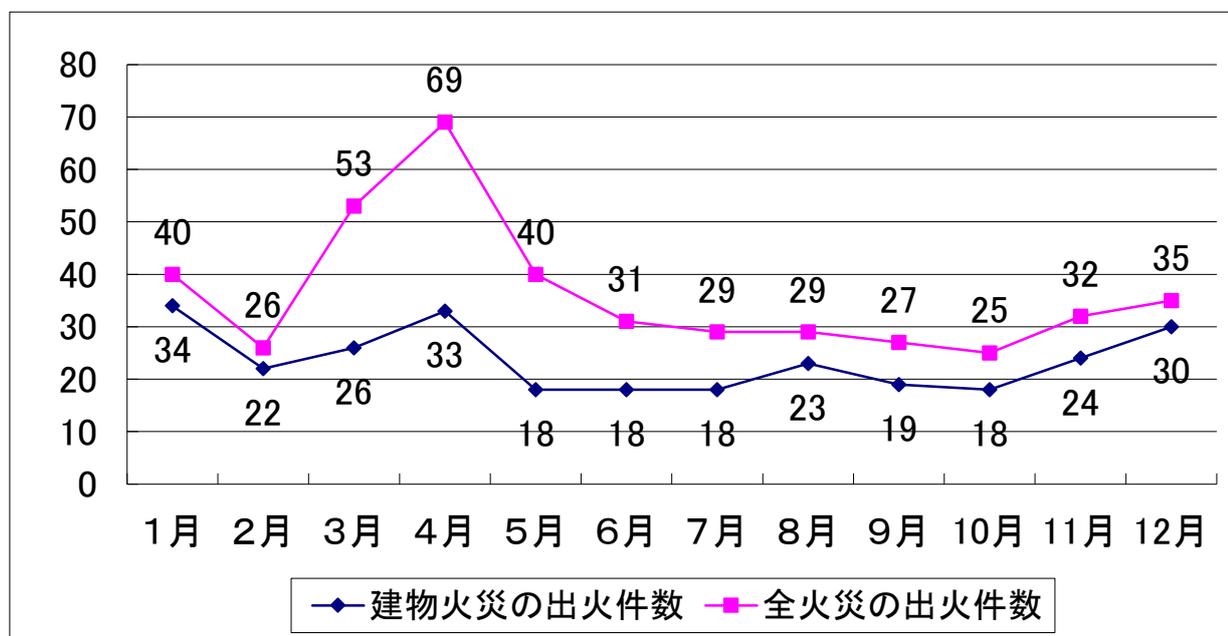
ア 令和5年中の建物火災の出火件数は、284件であり、1日約0.78件の割合で発生したことになる。

次に、月別の建物火災の出火件数をみると、1月が34件で最も多く、次いで4月が33件となっている。(第19表)

第19表 建物火災の月別出火件数

	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
建物火災	284	34	23	26	33	18	18	18	23	19	18	24	30
全火災	436	40	26	53	69	40	31	29	29	27	25	32	35

建物火災の月別出火件数



イ 建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅における出火件数が197件で最も多く、全体の69.4%を占めている。(第20表)

第20表 用途別建物火災の出火件数

区分	住宅	倉庫	工場・作業場	飲食店・料理店	事務所	学校	神社・寺院	旅館・ホテル	物品販売店舗	社会福祉施設	病院	公会堂等	その他	計
R5年	197	10	21	1	11	1	0	0	2	3	0	0	38	284
R4年	162	26	17	4	6	0	1	1	2	1	4	1	52	277
増減率(%)	21.6	-61.5	23.5	-75.0	83.3				0.0	200.0			-26.9	2.5

ウ 建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建築物から出火した件数は144件で建物火災の50.7%を占めており、次いで防火構造建築物の順となっている。(第21表)

第21表 火元建物の構造別損害状況

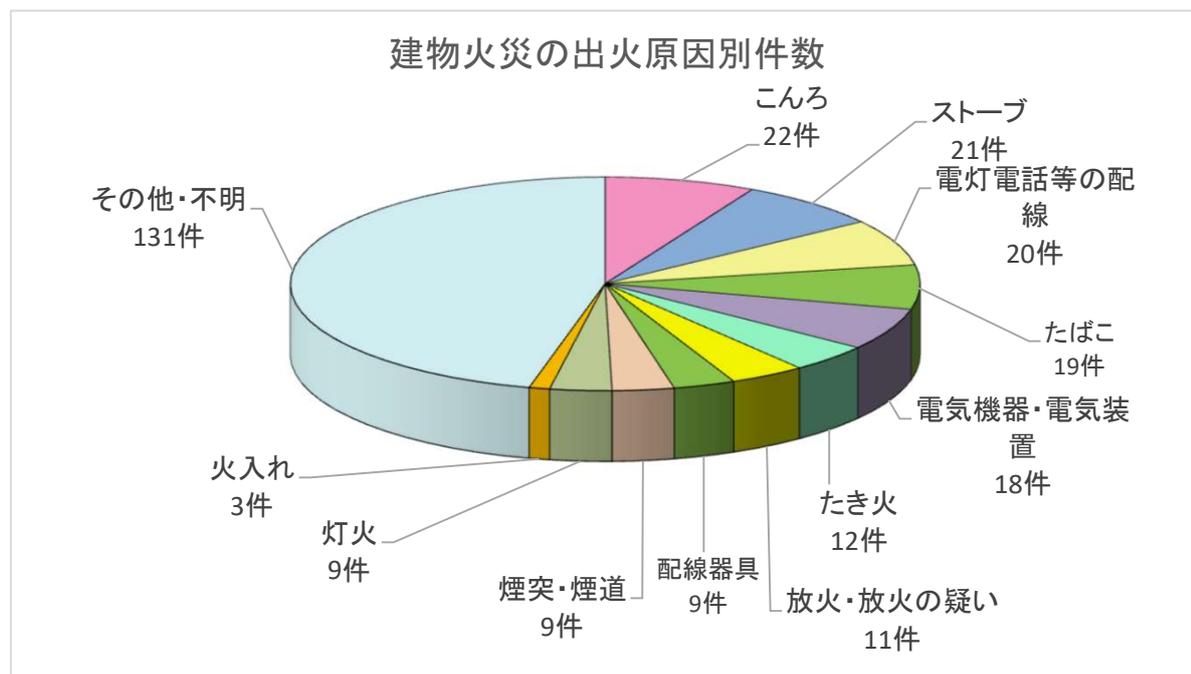
区 分	出 火 件 数				令 和 5 年			
	令和元年 (平成31年)	令和 2年	令 和 3 年	令 和 4 年	出 火 件 数	延 焼 件 数	延 焼 率 (%)	延 焼 棟 数
木 造 建 築 物	153	144	146	149	144	60	41.7	150
防火構造建築物	72	66	80	61	70	23	32.9	58
準耐火木造	4	2	4	3	4	0	0.0	0
準耐火非木造	17	16	14	22	21	3	14.3	8
耐火建築物	21	18	19	22	26	1	3.8	2
そ の 他	20	17	12	20	19	8	42.1	12
合 計	287	263	275	277	284	95	33.5	230

(2) 出火原因

建物火災の出火原因は、こんろによるものが22件(7.7%)と最も多く、次いでストーブによるものが21件(7.4%)の順となっている。(第22表)

第22表 建物火災の出火原因別件数

	計	ストーブ	等 電 の 灯 配 電 線 話	放 放 火 火 の 疑 い	た ば こ	灯 火	こ ん ろ	煙 突 ・ 煙 道	配 線 器 具	電 電 気 機 器 装 置 器	た き 火	火 入 れ	そ の 他 ・ 不 明
件 数	284	21	20	11	19	9	22	9	9	18	12	3	131
構成比(%)	100.0	7.4	7.0	3.9	6.7	3.2	7.7	3.2	3.2	6.3	4.2	1.1	46.1



(3) 損害額

ア 建物火災の出火件数を損害額別にみると、1件の火災につき、10万円未満が107件（全体の37.7%）で最も多く、また、焼損面積別にみると、50㎡未満が167件（全体の58.8%）で最も多くなっている。（第23表）

第23表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

区 分		令 和 5 年	令 和 4 年	増 減 率 ( % )
出 火 件 数		284	277	2.5
損 害 額 （ 万 円 ）	10 未 満	107	120	-10.8
	10 ～ 50 未 満	36	34	5.9
	50 ～ 100 〃	18	15	20.0
	100 ～ 500 〃	64	52	23.1
	500 ～ 1,000 〃	25	33	-24.2
	1,000 ～ 2,000 〃	16	14	14.3
	2,000 ～ 3,000 〃	7	3	133.3
	3,000 ～ 5,000 〃	6	3	100.0
	5,000 以 上	5	3	66.7
焼 損 面 積 （ ㎡ ）	50 未 満	167	176	-5.1
	50 ～ 100 未 満	30	22	36.4
	100 ～ 200 〃	43	35	22.9
	200 ～ 300 〃	15	21	-28.6
	300 ～ 500 〃	19	15	26.7
	500 ～ 1,000 〃	9	8	12.5
	1,000 ～ 2,000 〃	1	0	
	2,000 ～ 3,000 〃	0	0	
	3,000 以 上	0	0	

イ 建物火災の損害額を市部、郡別にみると、市部合計が8億4,032万7千円（全体の59.0%）、郡部合計が5億8,381万6千円となっている。また、1件当たりの損害額でみると前年に比べ、市部合計は41万2千円増加して409万9千円、郡部合計は462万3千円増加して739万円となっている。（第24表）

第24表 建物火災の損害額及び1件当たりの損害額

区 分	令 和 5 年		令 和 4 年	
	損 害 額 ( 千 円 )	1件当たりの損害額(千円)	損 害 額 ( 千 円 )	1件当たりの損害額(千円)
青 森 県 合 計	1,424,143	5,015	938,555	3,388
市 部 合 計	840,327	4,099	689,557	3,687
郡 部 合 計	583,816	7,390	248,998	2,767

### 3 林野火災

- (1) 令和5年中の林野火災の出火件数は9件で、前年より18件減少し、焼損面積は477aで、前年に比べ3,307a減少した。(第1表)
- (2) 市・郡別の林野焼損面積をみると、青森市が236aで最も多く、次いでむつ市の105aとなっている。(第25表)

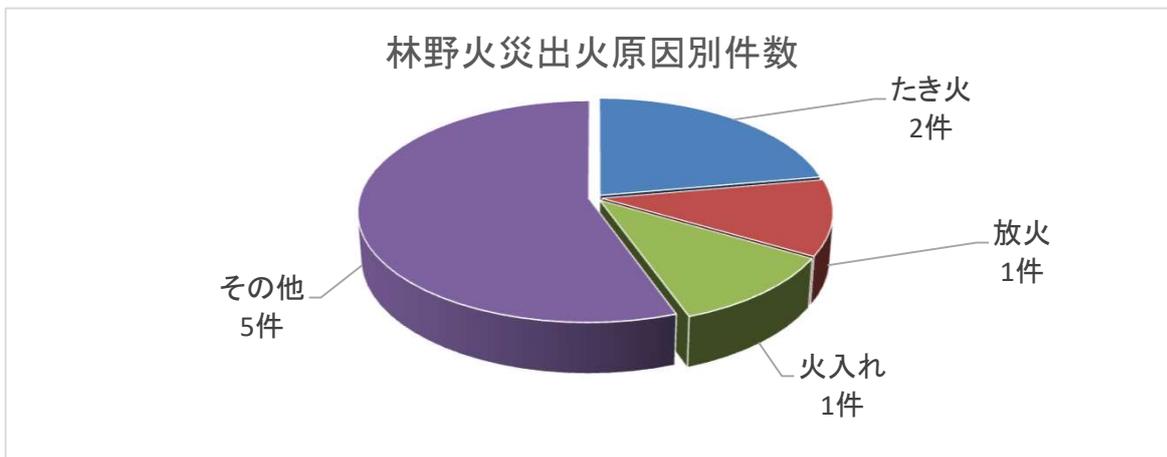
第25表 市・郡別の林野焼損面積(単位:a)

市・郡名	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	東津軽郡	西津軽郡	中津軽郡	南津軽郡	北津軽郡	上北郡	下北郡	三戸郡	合計
焼損面積	236	0	0	0	14	0	0	105	0	0	36	0	0	0	0	20	0	66	477

- (3) 林野火災の出火原因は、たき火によるものが2件で全体の22.2%を占めている。(第26表)

第26表 林野火災の出火原因別件数

	計	たき火	放火	火入れ	その他
件数	5	2	1	1	5
構成比(%)	100.0	22.2	11.1	11.1	55.6



- (4) 林野火災の出火件数を月別にみると、3月から4月にかけて多く発生している。これは、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい季節であり、また、山菜採りや山林作業の開始等のため森林に入りこむ人々が多くなり、失火等による出火の危険性が高くなるためである。(第27表)

第27表 林野火災の月別出火件数

	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	9	0	0	3	4	0	0	0	0	1	0	0	1

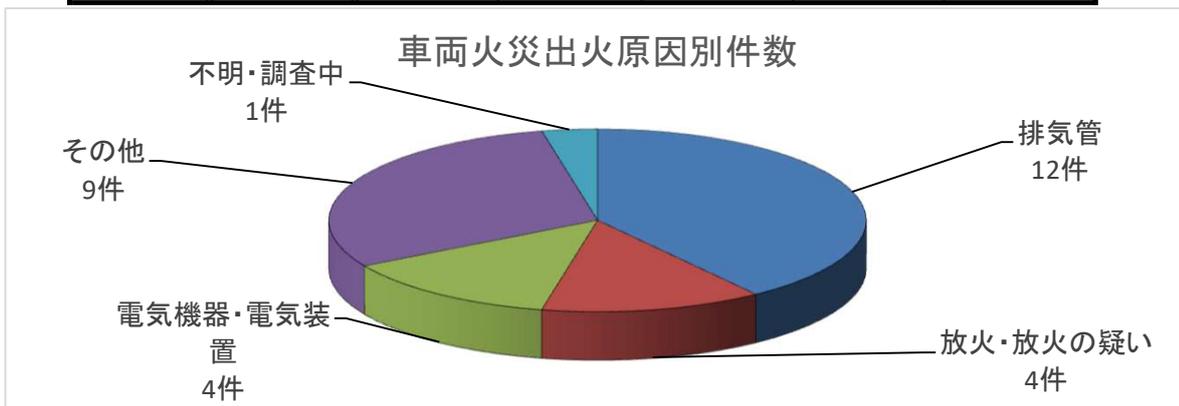
#### 4 車両火災

(1) 令和5年中の車両火災の出火件数は前年と同数の30件で、損害額は3,870万6千円で、前年より1,956万3千円増加している。(第1表)

(2) 車両火災の出火原因は、「排気管」が12件で全体の40.0%を占めている。(第28表)

第28表 車両火災の出火原因別件数

	合計	排気管	放火・放火の疑い	電気機器 電気装置	その他	不明・ 調査中
件数	30	12	4	4	9	1
構成比(%)	100.0	40.0	13.3	13.3	30.0	3.4



#### 5 船舶火災

令和5年中の船舶火災の出火件数は2件で、前年より1件増加した。(第1表)

#### 6 航空機火災

令和5年中は、航空機火災の発生はなかった。(第1表)

#### 7 その他の火災

その他の火災の出火件数は111件で、前年と比べ39件減少した。損害額は1,561万7千円で、前年より1,460万円8千円減少した。(第1表)

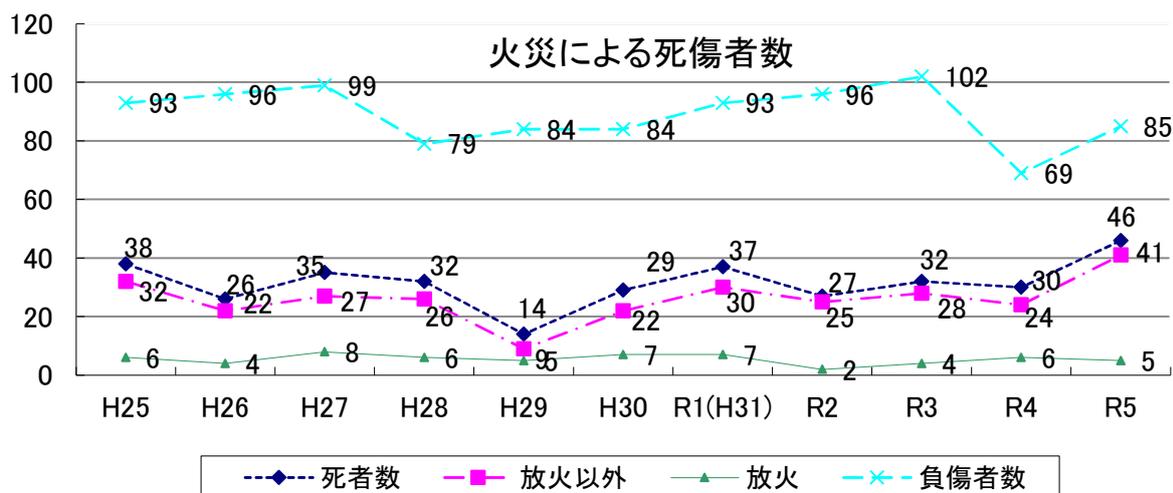
#### 8 火災による死者

##### (1) 死者の概況

ア 令和5年中の火災による死者は46人で、前年に比べ16人増加し、放火自殺(以下「放火」という。)によるものを除いた死者は41人で前年より17人増加している。(第29表)

第29表 火災による死傷者数の推移(放火には巻添者含む)

区分	死者数及び負傷者数(人)											過去10年平均(a)	令和5年と(a)の差
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2	R3	R4	R5		
死者数	38	26	35	32	14	29	37	27	32	30	46	30	16
放火以外	32	22	27	26	9	22	30	25	28	24	41	24.5	16.5
放火	6	4	8	6	5	7	7	2	4	6	5	5.5	-0.5
負傷者数	93	96	99	79	84	84	93	96	102	69	85	89.5	-4.5



イ 火災種別毎の死者数をみると、建物火災による死者は37人で総死者数の約8割を占めている。(第30表)

第30表 火災種別死傷者数

火災種別	出火件数 (件)	うち死者の発生 した火災件数 (発生率)	死者数	構成比	負傷者数	構成比
			(人)	(%)	(人)	(%)
建物火災	284	30(10.6%)	37	80.4	74	87.1
林野火災	9	1(11.1%)	1	2.2	0	0.0
車両火災	30	4(13.3%)	4	8.7	5	5.9
船舶火災	2	0(-)	0	0.0	3	3.5
航空機火災	0	0(-)	0	0.0	0	0.0
その他の火災	111	4(3.6%)	4	8.7	3	3.5
合計	436	39(8.9%)	46	100.0	85	100.0

ウ 月別の死者数をみると、4月が11人で最も多く、次いで1月が7人、2月が6人となっている。(第31表)

第31表 月別死傷者発生状況(放火には巻添者含む)

区分	合計	死者数及び負傷者数(人)											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
死者数	46	7	6	4	11	2	2	2	1	3	3	4	1
放火以外	41	4	6	4	11	1	1	2	1	3	3	4	1
放火	5	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
負傷者数	85	12	9	7	8	5	2	6	8	2	7	10	9

エ 経過別の死者をみると、「逃げ遅れ」によるものが10人で総死者数（46人）の21.7%を占めている。

また、放火によるものを除いた死者41人のうち、65歳以上の高齢者は29人で70.7%を占めている。（第32表、第33表）

第32表 年齢別・経過別の死者の状況

区 分	死者数 合計 E + F (人)	放火によるものを除いた死者数(人)						F 放火に よるもの (人)
		A 逃 げ 遅 れ	B 出火後 再進入	C 着 衣 着 火	D そ の 他	E A ~ D 小 計	Eのうち、 寝たきり、 身体不自由 者の死者	
0 ~ 5 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
6 ~ 10 歳	1	0	0	0	1	1	0	0
11 ~ 20 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ~ 30 歳	1	0	0	1	0	1	0	0
31 ~ 40 歳	2	0	0	0	2	2	0	0
41 ~ 50 歳	4	0	0	0	4	4	0	0
51 ~ 60 歳	4	0	0	0	3	3	0	1
61 ~ 64 歳	2	1	0	0	0	1	0	1
65 ~ 70 歳	6	0	1	0	4	5	0	1
71 ~ 75 歳	9	1	0	0	6	7	0	2
76 ~ 80 歳	2	1	0	0	1	2	1	0
81 歳 ~	15	7	0	1	7	15	3	0
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	46	10	1	2	28	41	4	5

第33表 寝たきり、身体不自由者等の死者の状況

区 分	H30年	R1(H31)年	R2年	R3年	R4年	R5年
放火によるものを除いた死者数(人) A	22	30	25	28	24	41
身体不自由者等(C、D除く) B	4	0	1	0	1	0
乳幼児(0~5歳)の該当者 C	0	0	0	0	0	0
高齢者(65歳以上) D	16	22	15	23	23	29
割合 (B+C+D)/A(%)	90.9	73.3	64.0	82.1	100.0	70.7

(2) 建物火災における死者の状況

ア 令和5年中の放火によるものを除いた建物火災による死者は、37人（前年23人）となっている。（第34表）

第34表 建物火災の死者の発生状況

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
A 死者が発生した建物火災の出火件数(件)	13	24	21	8	23	23	21	24	27	30
B Aの死者数(人)	16	29	24	9	25	29	22	28	28	37
C Bのうち、放火によるものを除いた死者数	16	24	23	8	22	24	22	27	23	37
D 住宅以外	2	2	4	0	1	7	2	3	2	0
E 住宅	14	22	19	8	21	17	20	24	21	37
F Eの死者の占める割合(%) E÷C	93.5	87.5	91.7	82.6	100.0	70.8	90.9	88.9	91.3	100.0

イ 住宅火災の死者（放火によるものを除く。）37人のうち高齢者は27人で73.0%を占め、前年に比べ13人増加している。（第35表）

第35表 住宅火災の死者に占める高齢者等の状況

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
A 住宅火災による死者数(人)	14	22	19	8	21	17	20	24	21	37
B 乳幼児(0～5歳)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 高齢者(65歳～)	10	17	15	6	15	11	12	20	14	27
D 計 (B+C)	10	17	15	6	15	11	12	20	14	27
E 乳幼児、高齢者の占める割合(D÷A)%	71.4	77.3	78.9	75.0	71.4	64.7	60.0	83.3	66.7	73.0

## 利用上の参考事項

この年報は、消防組織法第40条に基づく「火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号）」により、市町村が作成し、県に報告された令和5年1月から令和5年12月までの火災報告を集計し作成したものである。以下、この年報の利用に際し参考となる事項を説明する。

### 1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

### 2 調査対象

調査対象は、青森県内において発生したすべての火災とする。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく調査権の行使できない地域、施設等の火災は、火災件数その他判明している事項についてのみ掲げるものとする。

### 3 火災の種類

火災は、次の6種類に分類する。ただし、火災の種別が2種類以上複合するときは、焼き損害額の大なるものの種別による。

#### (1) 建物火災

ア 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

イ 「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。

ウ 「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

#### (2) 林野火災

ア 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

イ 「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹と、これらの土地以外で木竹の集団的な生育に供される土地をいい、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

ウ 「原野」とは、雑草、灌木類が自然に生育している土地で人が利用しないものをいう。

エ 「牧野」とは、主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）をいう。

### (3) 車両火災

ア 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

イ 「自動車車両」とは、ウの鉄道車両以外の車両で、原動機によって運行することができる車両をいう。

ウ 「鉄道車両」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）における旅客、貨物の運送を行うための車両又はこれに類する車両をいう。

### (4) 船舶火災

ア 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「船舶」とは、独行機能を有する帆船、汽船及び端舟並びに独行機能を有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。

### (5) 航空機火災

ア 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器をいう。

### (6) その他の火災

(1) から (5) までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、ごみ収集場等の火災）をいう。

## 4 爆発

(1) 「爆発」は、人の意思に反して発生し又は拡大した爆発現象をいう。

(2) 「爆発現象」は、化学的变化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。

## 5 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」に区分する。

### (1) 焼き損害

焼き損害とは、火災の火炎、高熱等によって焼けた、こわれた、すすけた、変質したものの等の損害をいう。

### (2) 消火損害

消火損害とは、火災の消火行為に付随して発生する水損、破損、汚損等のものの損害をいう。

### (3) 爆発損害

爆発損害とは、爆発現象の破壊作用によって発生した損害のうち、焼き損害、消火損害以外の損害をいう。

## 6 焼損の程度

建物の焼損程度は「全焼」、「半焼」、「部分焼」、「ぼや」に区分する。

### (1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

### (2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。

### (3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%以上20%未満のものをいう。

### (4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額が10%未満であり焼損床面積が1㎡未満の、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

## 7 り災世帯

り災世帯のり災程度は、「全損」、「半損」、「小損」に区分する。

### (1) 全損

建物（収容物を含む。以下半損、小損において同じ。）の火災損害額がり災前の建物の評価額70%以上のものをいう。

### (2) 半損

建物の火災損害額がり災前の建物の評価額20%以上で、全損に該当しないものをいう。

### (3) 小損

建物の火災損害額がり災前の建物の評価額20%未満のものをいう。

## 8 死者又は負傷者

火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く。）又は負傷した者をいい、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は、火災による死者とする。

## 9 出火原因

出火原因は、発火源、経過及び着火物の3つに区分する。

## 10 建物の構造

建物の構造は、建築基準法により「木造建築物」、「防火構造建築物」、「準耐火建築物（木造）」、「準耐火建築物（非木造）」、「耐火建築物」及び「その他の建築物」に区分する。

- (1) 「木造建築物」とは、柱及びはりが主として木造のものをいい、防火構造のものを除く。
- (2) 「防火構造建築物」とは、屋根、外壁及び軒裏が建築基準法第2条第8号に定める構造のものをいう。
- (3) 「準耐火建築物（木造）」とは、建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、柱及びはりが主として木造のものをいう。
- (4) 「準耐火建築物（非木造）」とは、建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち(3)以外のものをいう。
- (5) 「耐火建築物」とは、建築基準法第2条第9号の2に定めるものをいう。
- (6) 「その他の建築物」とは、(1)から(5)までに掲げる建築物以外のものをいう。